

2021年11月16日

各 位

会 社 名 株式会社リファインバースグループ
住 所 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
代 表 者 名 代表取締役社長 越 智 晶
(コード番号：7375)
問い合わせ先 取 締 役 青 木 卓
TEL. 03-5643-7890

(訂正)「株式移転に係る事後開示書類」の一部訂正について

2021年7月1日付「株式移転に係る事後開示書類」(会社法第811条第1項第2号および会社法第815条第3項第3号ならびに会社法施行規則第210条に基づく開示書類)について、一部訂正がございましたので、以下のとおりご報告申し上げます。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正の理由及び経緯

現在当社子会社であるリファインバース株式会社(以下「リファインバース」といいます。)は、2021年3月19日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました株式移転計画に基づき、2021年7月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社リファインバースグループ(以下「当社」といいます。)を設立し、株式移転を行うべく手続を進めてまいりました。

しかしながら、当社の設立登記に関し、登記申請に必要な書類の回収に遅延が生じたため、登記申請日が2021年7月2日となり、当社の設立日は2021年7月2日となりました。

これにより、2021年7月1日付「株式移転に係る事後開示書類」の該当箇所につき訂正するものであります。

なお、設立日の解釈等について、専門家等に問い合わせし、確認、調整等を行っていたため、訂正のお知らせがこの時期になってしまいましたことお詫び申し上げます。

以上

株式移転に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号および会社法第 815 条第 3 項第 3 号
ならびに会社法施行規則第 210 条に基づく開示書類)

2021 年 7 月 2 日

株式会社リファインバースグループ
リファインバース株式会社

株式移転に係る事後開示書類

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
株式会社リファインバースグループ
代表取締役社長 越 智 晶

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号
リファインバース株式会社
代表取締役社長 越 智 晶

リファインバース株式会社（以下「リファインバース」といいます。）は、2021年3月19日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました株式移転計画に基づき、2021年7月2日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社リファインバースグループ（以下「リファインバースグループ」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号および第815条第3項第3号ならびに会社法施行規則第210条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日
2021年7月2日

2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過
リファインバースは、会社法第806条第3項および社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年3月20日付でリファインバースの株主に対し、株式移転をする旨および株式移転設立完全親会社であるリファインバースグループの商号および住所を電子公告により公告いたしました。会社法第806条第1項の規定に基づき株式の買取りの請求をした株主はおりませんでした。

また、リファインバースは、会社法第808条第3項および第4項の規定により、2021年3月20日付でリファインバースの新株予約権者に対し、株式移転をする旨および株式移転設立完全親会社であるリファインバースグループの商号および住所を電子公告により公告いたしました。もっとも、会社法第808条第1項の規定に基づき新株予約権の買取りの請求をしうる新株予約権者は存在しないため、同請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、会社法第810条の規定による手続については、本株式移転において該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転によって、リファインバースグループに移転したリファインバースの株式は、以下のとおりです。
普通株式 3,299,821株

5. その他株式移転に関する重要な事項

(1) リファインバースグループは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるリファインバースの株主に対し、その保有するリファインバースの普通株式1株につき、リファインバースグループの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。また、リファインバースグループは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるリファインバースの新株予

約権者に対し、その保有する以下の表の①から④までの第1欄に掲げるリファインバースの各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げるリファインバースグループの各新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

	第1欄	第2欄
	名称	名称
①	リファインバース株式会社 第7回新株予約権	株式会社リファインバースグループ2021年第1回新株予約権
②	リファインバース株式会社 第10回新株予約権	株式会社リファインバースグループ2021年第2回新株予約権
③	リファインバース株式会社 第11回新株予約権	株式会社リファインバースグループ2021年第3回新株予約権
④	リファインバース株式会社 第12回新株予約権	株式会社リファインバースグループ2021年第4回新株予約権

(2) リファインバースグループ設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 149,625,000 円
- ② 資本準備金の額 149,625,000 円
- ③ 利益準備金の額 0 円

(3) リファインバースの普通株式は、2021年6月29日をもって、東京証券取引所マザーズ市場において上場廃止となり、リファインバースグループの普通株式は、2021年7月1日をもって東京証券取引所マザーズ市場において新規上場いたしました。

以上